

令和3年4月23日

ご家族様各位

社会福祉法人岐協福祉会
理事長 林 直康

面会制限について

日頃は、大洞岐協苑をご利用頂き、ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大が続いており、岐阜県においても新規感染者が増加傾向にあります。更に第4波では感染力が強いとされる変異株の陽性者の確認が継続している状況があるため、令和3年4月23日に県独自の「非常事態」が宣言されました。

当施設におきましては、面会については令和3年3月8日より感染症予防に十分留意し条件付きにて可能としてきましたが、利用者様の健康を第一に対応するため、再び対面による面会を中止させて頂きます。何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 対面での面会は原則禁止とさせていただきます。

期間：令和3年4月26日(月)から5月11日(火)（非常事態宣言の期間）

※緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。ご相談ください。

2. オンライン面会の実施（インターネット環境のあるパソコン・スマートフォンをお持ちの方）

・ライン、ズーム、スカイプなどのアプリを利用します。詳しくは同送の説明書をご覧ください。ご希望される方は、必ず事前にご連絡ください。

3. 面会対応の詳細は、各事業所担当者までお問い合わせ下さい。

- ・特別養護老人ホーム大洞岐協苑 担当：櫻井 058-241-7676
- ・ケアハウス大洞岐協苑 担当：三輪 058-242-1143
- ・グループホーム大洞岐協苑 担当：三輪 058-242-1153
- ・介護付有料老人ホーム日野岐協苑 担当：河合 058-245-1212
- ・地域密着型特別養護老人ホーム第2大洞岐協苑
担当：平田 058-213-3936

以上